

令和3年度 事業計画

1. 基本方針

BIM を活用した建築確認における課題解決とその普及に向けた活動を継続的に行い、建築確認における BIM 活用を推進する。

また、活動などを継続的に行うことにより、建築確認申請業務に係る作業の合理化、期間の短縮化など、広く公共の利益、今後の建築界の健全な発展へ寄与することを目的とし、当面、次の活動に取り組む。

2. 事業計画

令和3年度は、令和2年度の活動を継続し、昨年度同様、以下(2)にかかる検討を中心に進めるものとする。検討成果は報告書としてとりまとめ、協議会として公表する。

- (1) BIM モデルを利用して作成する確認申請図面の標準化を図るため、BIM モデルから作成する建築確認に必要な図面表現の標準(以下、「確認図面の表現標準」という。)の作成と、種々の BIM ソフトウェアにおいて確認図面の表現標準を作成するために必要な入出力情報を定めるための解説書(以下、「解説書」という。)の作成を行い、それらの普及を推進する。
- (2) BIM モデルデータを建築確認の事前審査の際に利用する場合に、審査者が使用する、確認審査に適した BIM ビューアソフトウェアの仕様(機能、性能等を定めたもの。以下同じ。)を策定し、その円滑な開発に向けた環境を整える。
- (3) 上記(1)、(2)のほか、これらの共通事項として、法令改正等に伴う解説書・BIM ビューアソフトウェア仕様の見直しなどの継続的運用の確保や、国際情勢の把握と日本の情報発信による国際協調の推進などを行う。